# 賠償保障

保障期間 2020年4月1日～2021年4月1日午後4時

引受団体 共栄火災など…「交通事故傷害保険(死亡のみ・賠償責任補償)」

▶日常生活におけるさまざまな賠償事故に備えて

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**
※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

point
●日常生活で起こりうるさまざまな事故に対応するため、1回の事故につき最高1億円を保障します。
●月々30円の掛金で、家族全員の日常生活における賠償事故を保障し、示談交渉を引き受けます。

## 1 保障内容

賠償事故による保障のほかに、交通事故による死亡も保障されます。

### 損害賠償責任を負ったときに

**賠償責任保障**

①組合員やそのご家族が日常生活上の行動に起因する偶然な事故により、他人の身体に障がいを与えたり、財物を損壊して、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。
②組合員本人が居住する住居の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人の身体に障がいを与えたり、財物を損壊して、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

### 交通事故により死亡したとき

**交通事故傷害保障**

組合員が交通事故等※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いします。

### 示談交渉サービスが自動付帯されています!

日本国内において生じた賠償事故については、被保険者のお申し出があり、かつ相手方の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉を行います。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手方(被害者)との交渉にあたることがあります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、相手方(被害者)が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

⚠ 次の場合には、共栄火災は相手方(被害者)との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手方(被害者)との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

●1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合●相手方(被害者)が当社との交渉に同意されない場合●相手方(被害者)との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合●賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

## 2 保障の対象

**■損害賠償金**
1.身体の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償、慰謝料
2.財物の場合…修理費用など

**■お支払いするケース(代表例)**
自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった。

**■お支払いできないケース(代表例)**
スーパーの駐車場で車に乗る際にドアを開けたら、となりの車にぶつけて凹ませてしまった。
(自動車の所有・使用や管理に起因する事故の場合)

**■その他費用**
1.訴訟、仲裁、和解または調停についての費用(弁護士報酬を含む)
2.応急手当、護送その他緊急措置に要した費用

**■お支払いできないまたは支払額に制限があるケース(代表例)**
下記の事例のように弁済額全額が保障されない、または法律上の賠償責任がないため保障されないことがありますので、事前に共栄火災担当者までご相談ください。事故解決までサポートさせていただきます。

| 時価額以上の弁済 | 学校や祖父母などの代理監督者の責任がある場合 | 共同不法行為の場合 |
|---|---|---|
| 被害者に請求されるまま時価額以上の弁済をしてしまった場合(お店の商品は値札金額ではなく、その商品の仕入金額までが支払対象となります。) | 授業中に教室のガラスを割った場合や、子どもを預けていた祖父母宅のTVを子どもが破損させた場合など | 複数名でキャッチボールをしていて、他人の家のガラスを割ってしまった場合など 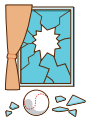 |

## 3 保障額

免責額0円 示談交渉サービス付

| 賠償責任保障 | 交通事故傷害保障 |
|---|---|
| 最高1億円※2 | 100万円 |

## 4 月掛金

年間360円

| 月掛金 |
|---|
| 30円※3 |

## 5 加入できる方

組合員(本人)

組合員(本人)が加入すれば、その家族「組合員の配偶者、組合員または配偶者の同居の親族および組合員または配偶者の別居の未婚(婚姻歴がないこと)の子」が日常生活上の行動に起因する偶然な事故(賠償事故)を起こした場合も対象※4となります。

| 組合員 | |
|---|---|
| 配偶者 | |
| 同居 | 別居 |
| 子ども・親族 | 未婚の子ども |

**ご加入について**

**新規加入をご希望の方**
加入申込書記載の「他の事故死亡保険(共済)契約の有無」(他保険G)および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。

【重要】※1…交通事故等については、重要事項説明書(P.70)にてご確認ください。※2…実際にかかった法律上の賠償責任額をお支払いします。(対物賠償では時価額以下でのお支払いとなります。)また、組合員に他社の賠償契約がある場合は、組合員が指定した保険会社が損害賠償金をお支払いします。その後、保険会社間で求償を行います。 ※3…本来の月掛金50円から全トヨタ労連で負担する20円を差し引いた月掛金となります。 ※4…賠償保障の対象について詳しくは重要事項説明書(P.70)にてご確認ください。(自動車の所有・使用や管理に起因する事故の場合、賠償保障では支払対象とはなりません。)●賠償保障は損害保険会社(共栄火災など)が引受団体となり制度運営を行います。制度の詳細については、重要事項説明書(P.70)でご確認ください。